

# CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 122

2001年4月号

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX03 3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

行革国民会議ニュース

## 小泉新総裁の登場とこれからの改革

事務局長 並河 信乃

4月24日の自民党総裁選挙で小泉純一郎氏が総裁に選ばれ、26日には小泉内閣が誕生した。最後は地滑り的な勝利であったが、まさか小泉氏が選ばれるとは予想できなかった。それほど参院選挙を控えて自民党の地方支部は危機感を募らせていたし、中央はその危機感に鈍感であったということなのであろう。今回の総裁選は、参院選挙を森総裁では戦えないという現場からの悲鳴から始まったものであり、ともかくも4人も立候補して、しかも地方の現場の意見が結果として大勢を決したわけであるから、自民党のイメージアップになったことは間違いない。田中金脈事件のあとには三木武夫を総裁とするなど、自民党は時には懐の深さとしたたかさを見せるところがたいしたものである。

こうして選ばれた小泉氏であるが、ではこれからのどのような政策が実行されるのかという点については判然としない。郵政事業の改革については承知しているが、全体の改革案については殆どわからない。新聞の記事を見ても、また氏の公認ホームページに掲載されている政策を見ても、目次のような言葉はいくつかあるが、本文が全く書かれていない。靖国神社には公式参拝をするらしいが、近頃とみにややこしくなってきた近隣諸国とのつきあいをどうこなしていくのかはわからない。伝統的に田中派系統はハト派的であるのに対し福田派系統はタカ派的なイメージを小生はもっているが、どうなのであろうか。

国内の改革についても、国債は30兆円以内に抑えるという方針のようだが、今年度予算でも国債発行は28.3兆円でうち赤字国債が19.6兆円であるから、これだけでは解決にならない。焦点の社会保障改革についても、医療、年金、介護の3本を

持続可能な体制にするために受益と負担の関係を直すというのは、これまでの路線と変わらない。

ここ10年間のあいだに、細川政権とか青島都知事とか、われわれはいろいろな経験をした。いずれも具体的な政策ではなくファジーなムードのようなものが急激に盛り上がって誕生したものであるが、見るも無残にこれが潰れて、かえって深い政治不信と絶望を残した。今回の小泉政権が同じような結果となり、結果として日本の改革が遅れることにならないように願いたい。

今回の総裁選によって、確かに自民党はそれなりの自浄機能を発揮したようであり、これは参院選にとってプラスに作用するかもしれない。その結果、今の政権与党3党が参院で多数を占めたとき、次の総選挙が行われる2004年までの3年間になにをするかがきわめて重要になる。知恵者はこの間に国民の嫌がる政策を構造改革の旗手となった小泉氏にゴリゴリやらせることを考えるかもしれない。それもまた警戒すべきことである。とくに中央集権体制の元での改革に限界があるのに、やや国権主義者のおいひの強い小泉氏が分権型の改革にどこまで取り組むかが全くの未知数であるだけに、注意が肝心である。そのためにも、今度の参議院選挙においては、与野党間で明確な政策論争を行ってもらわなければならないし、そのような状況をつくり出す責任はまず野党側にある。

昔は構造改革という言葉は野党の用語であった。それが今では誰でも口にする時代になった。それだけに、そのような構造をそのように変えるのかという明確なビジョンが与野党ともに求められている。目次だけの段階はもう終わったのである。

## シンポジウム「北海道経済の自立に向けて」を札幌で開催

さる4月18日(水)札幌市内において、(社)北海道開発問題研究調査会と(社)行革国民会議の共催による「北海道経済の自立に向けて」というテーマのシンポジウムが開催され、道内の企業、自治体、労働組合や一般市民など175名が参加しました。

まず、松田昌士東日本旅客鉄道会長から「国鉄改革の意義と成果」、小倉昌男ヤマト福祉財団理事長から「北海道に望むこと」と題する基調講演が行われたあと、宮脇淳北海道大学教授をコーディネーターとし内田和男北海道大学教授、五十嵐智嘉子北海道開発問題研究調査会調査部長、並河信乃行革国民会議事務局長をパネリストとして、フロアからの発言も交えて「北海道経済の自立戦略」についての討論が行われました。その模様は、まとめ次第ご報告いたします。

なお、今回のシンポジウムを一過性のイベントに終わらせることなく、北海道内で更に議論を続ける

きっかけとするために、出来ることから実践していくようなグループを道内に結成することを共催団体である北海道開発問題研究調査会と協議しているところです。

なお、札幌での集会のあとは8月3日に東京・経団連会館でやや大型の記念集会を開催する準備を進めていますが、秋には大阪、福岡でも地域の実情にあったテーマを選んで集会を開催することになっておりますし、そのほか、たとえば八戸をはじめとするいくつかの地方都市でも今年から来年にかけて小規模な集会を開催することを計画しております。集会を開催ご希望の方がおられましたら、事務局までご連絡下さい。

また、8月の東京集会までにこれまで20年間の行革の歩みの総括を目的とする報告書を作成すべく準備も進めており、研究者グループをつくってその構成や執筆分担について打ち合わせを進めているところです。

## 「21世紀・新しい地域と市民を考える集い」の開催

さる4月3日、都内において「21世紀・新しい地域と市民を考える集い」が開催されました。これは、今村都南雄中央大学教授、須田春海市民運動全国センター代表世話人、辻山幸宣中央大学教授、並河信乃行革国民会議事務局長の4名が呼びかけ人となって呼びかけたもので、研究者や自治体関係者、市民など20人ほどが午後3時から夜10時まで徹底討論を行いました。

テーマは大きく分けて2つあり、ひとつは「自治の現状と将来」、もうひとつは「新しい地域と市民の課題」でしたが、自治の現状については自治体財政の問題、地域経済の疲弊と空洞化、市町村合併の是非、市民参加(パートナーシップ)の実態、市民と議員の関係、自治体職員の役割などの問題が、また、地域と市民の課題については、「プロ市民」と「アマ市民」の意識の違い、市民グループと代表制、NPOの公的役割の可能性、コミュニティと自治体政府の違い、地域の連帯と経済循環、セフティネットと地域経済など、さまざまな問題が提起され話し

合われました。

今回は、結論や合意を導き出すのではなく、問題点を目の前に積み上げることを狙いとし、また、こうした場の常連だけでなく新しい感覚をもった人にも参加してもらうことにしましたので、議論は拡散したままで終わりました。次回は5月末に開催予定ですが、そこでも、地域とはなにか、地域経済とはなにかを現場で実感している人(たとえば信用金庫で地回りをやっているひとなど)にも参加してもらって更に議論を続けるとか、あるいは「公的サービスの市民による代替」をテーマに議論するなど、さらに問題を拡げることによって、次第に「市民と地域との関係」を立体的に把握し、次のシステム設計の議論につなげていきたいと考えております。

なお、今回の試みは、やや下火になったように思われる分権の議論を更に続ける母体をつくり、新鮮な人々の参加を呼びかけようということも狙いの一つです。

## メディア検証機構の立ち上げ

慶応大学教授 草野 厚

### 市民レベルの活動

このたび、私どもが中心となって、非特定営利法人・メディア検証機構（神奈川県認可）を立ち上げました。ある人から、これは自民党が目指しているといわれるテレビのニュース報道番組の規制の下地を作るための組織、すなわち別働隊ではないかとの指摘を頂きました。ずいぶん、過大評価されているようで驚きました。私どもは青少年育成に有害な番組の規制を契機として、その他の番組への規制を強めていこうという自民党の動きには、反対です。それどころか、そのような試みを阻止するためにも、メディア検証機構のような市民レベルの活動が必要だと考えています。何を目的としているのか、実際の活動内容はどのようなものか、説明させていただきます。

### 報道は「正確」か

人々が、日ごろの情報をどのような手段で入手するかといえば、各種調査で明らかのように、新聞よりもテレビを上げる人が増えています。インターネットの時代になり、双方向のコミュニケーションが可能となりましたが、従来のようなテレビの役割も当分、変わることはないと思います。つまり、番組制作者が視聴者や利用者に情報を届けるという一方の情報の流れが引き続き重要であるということです。

それほど重要な影響を与えているテレビ報道に対して、視聴者の信頼は厚いものがあります。よく「テレビで言っていたから」と、人々が口にするのが、その一例です。ところが、われわれの二年半にわたるテレビ報道に関する研究会のひとつの結論は、必ずしも視聴者の「正確な」判断を促すような情報提供が行われているとは限らないということでした。

公平、公正な報道などありえないという指摘がありそうですが、公平さ、公正さを装って、特定の方向に誘導する報道もないわけではありません。また、報道自身が一つの主張を持つとも、それ以外の議論や論点があることを伝えることも、報道機関の重要な役割だと思います。つまり多様な情報が欲しいのです。限られた時間のなかで、あらゆる情報

を盛り込むことは困難であることは承知ですが、もし作り手にそのような意識があれば、実際にできあがった報道番組とは違ったものになる可能性はあります。

実は、こうしたテレビ報道の特徴について、視聴者はあまり気がついていないように思えます。重要なことは、メディアリテラシー、つまり見る側の能力をつけ、報道番組を客観的に、冷めた目で見るができるようになることです。といっても、抽象的な議論をいくら聞かされても、その技術が身につくわけではありません。

### 番組を評価し発表

私どもは、特定非営利活動法人メディア検証機構を設立して、そのような視聴者の能力を向上させる試みを開始することにしました。その最も重要な業務は、各局のドキュメンタリー番組を中心として、構成、論理性、広範性、演出の角度から格付けを行い、外部に発表することです（詳しい内容は会員になればニュースレターで、また要点だけは、HPでご覧頂けます）。録画を定期的に行い、5名の委員が同じ番組を前述の4つのポイントでチェックします。大変に時間がかかる作業だということは、おわかり頂けると思います。

しかし、大変に興味深い作業であることを第1回の格付けを行って確認しました。それは、TBSの「報道特集」でも、NHKの「クローズアップ現代」でも、優れたもの、そうでないものについては多くの委員の意見が一致するということです。このことを確認できただけでも、意義はあったと思っています。

委員はみな一視聴者であり、放送界のプロは一人もおりません（テレビの演出専門家が近日常に参加）。その意味では素人集団ですが、それがまた意義のあるところかもしれません。大半の視聴者が、素人に違いないからです。視聴者の目線を大切にしたいと思います。もちろん、この日本では初の試みが絶対唯一などとは思っていません。これが契機となって、類似の活動が生まれることを期待しています。

もし、活動に興味を持たれた方は、以下にご連絡頂ければ幸いです。

特定非営利活動法人 メディア検証機構  
〒252-0616  
神奈川県藤沢市遠藤4250-1  
藤沢慶応前 私書箱27号  
TEL&FAX 0466-49-3475  
E-mail [imr@news.email.ne.jp](mailto:imr@news.email.ne.jp) (事務局)  
HP <http://www.imr.or.jp>

また、下記の要領で、設立記念のシンポジウムを開催致します。議論をみなさんと共有するためにも、是非、ご参加を頂ければと思います。事前に事務局までご一報頂ければ、幸いです。

日時 2001年6月2日(土曜日)、午後1時半  
場所 六本木、国際文化会館  
(東洋英和女学院の真向かい)

## 情報公開法施行を迎えて

情報公開法の「使い手」を増やす

2001年4月1日、ようやく情報公開法が施行された。特徴的だったのは、施行直後、報道機関からの情報公開請求が各省庁に殺到したことだろう。おそらく、施行後1週間で出された請求の8割以上が報道機関からのものと思われる。このような例は、世界各国を見てもあまりないのではなかろうか。「特落ち」を恐れた各社がこぞって請求をしたというのがこのような現象の正体と言え、この横並び意識がいかに日本的である。しかし、報道機関がこぞって情報公開法を使ったことにはそれなりの意義がある。それは、情報公開法が多様な使い手なくして機能しない制度だからだ。

当たり前なことだが、情報公開法はそれだけで自動的に情報が公開される法律ではなく、私たち一人一人に、政府に対して情報の公開を求める権利を保障したものにすぎない。誰かが公開を求めなければ情報が出てこないという限界が初めからこの法律にはある。報道機関が請求し、公開された情報を元に調査報道や問題提起をしていけば、多くの人が情報公開法の意義を知ることとなり、使い手がより増え

シンポジウム

パネラー

大宅映子(ジャーナリスト)  
下村健一(フリージャーナリスト、元TBS記者)  
宮智宗七(産業能率大学教授、元テレビ東京コメンテーター、元日経新聞論説委員)  
江口克彦(PHP研究所副社長)  
司会 草野厚(慶応大学教授)

\*終了後、簡単な懇親会を行う予定です。

入場料 非会員 1000円  
正会員 無料  
賛助会員 500円

情報公開クリアリングハウス室長 三木 由希子

ることが期待される。

そして、使い手を増やす試みとして、情報公開クリアリングハウスでは、情報公開法が実際に使えるようになった4月2日に「霞ヶ関・情報公開ツアー」を行っている。情報公開ツアーとは、実際に各省庁の窓口へ行き、クリアリングハウス関係者の行う請求を見学する、あるいは自分で請求をしてみるというもので、20数名の市民とその2倍はいたであろう報道陣を引き連れ、外務省・内閣官房・厚生労働省・警察庁の情報公開窓口へ行き、さまざまな情報公開請求をしてきた。

情報公開に関心があっても、具体的な手続きがわからない、役所の敷居が高い、きっかけがないなどさまざまな理由により、実際に請求をする人はまだまだ限られている。そこで、こうしたツアーを行うことにより、実際に省庁に足を運んでもらい、具体的な手続きや請求のノウハウを見聞きしてもらい、情報公開法利用のきっかけや、今後の請求に役立ててもらい、情報公開法の「使い手」が増えればと考えている。

「市民運動」から「クリアリングハウス」へ

ところで、法の施行と期を同じくして、3月31日をもって「情報公開を求める市民運動」が解散し、20年以上にわたる活動の歴史に幕を下ろし、すべての機能はNPO法人である情報公開クリアリングハウスが継承した。

この2年近く「情報公開を求める市民運動」と「情報公開クリアリングハウス」を並存させ、役割分担をして活動を続けてきたが、組織が並存しているための効率の悪さと混乱があり、組織のあり方を見直した結果、解散を決断した。

こうした決断の背景には、情報公開法や条例の使い手を増やし、道具として使いこなしていくためのサポート態勢が必要であり、そのための基盤整備が急務となっていたことがある。

これまでクリアリングハウスでは、情報公開ツアーや、情報公開法の利用ノウハウをまとめたパンフレット『使ってみよう情報公開法』の発行、問合せや相談への対応などを通じて、情報公開法利用に必要なノウハウの提供に努めている。しかし、情報公開をめぐる課題は、単に個々が法律を利用して情報を入手するだけでなく、得た情報をどう使うか、また、個々の経験を点在させるだけでなくいかにそ

れを線として結び付けていくか、など、情報公開に付随してさまざまにある。こうした課題に対応していくためには、それなりの組織力も必要になってくるし、それを維持するための基盤、そして何よりも社会的な支持が必要となる。

組織を一本化したこれからは、情報公開クリアリングハウスとしてニューズレターの冊子化やさまざまな検索データベースの提供など、情報をアウトプットする機能を強化することに重点をおくことになる。しかし、一方で法律の運用監視や関連制度（例えば特殊法人情報公開法や裁判所・国会の情報公開法など）の整備など課題は多々あるので、引き続き「市民運動」がこれまでになってきた運動体としての活動を微力ながら進めていきたいと考えている。

何よりも制度を作るとともにそれを利用し装具としてつかいこなす市民の存在なくして、情報公開も進まないし行政や社会そのものも変わらないだろう。これまでの政府の秘密体質を嘆くだけでなく、これからは市民が制度を道具に打って出る時代であり、その象徴が情報公開法だ。まだまだ課題の多い情報公開法だが、制度を「使う」という行動を一人でも多くの人に起こしてもらいたいと思う。

## 新たな段階に入った規制改革

事務局長 並河 信乃

### 1 第3次計画の特徴

規制緩和から規制改革へ

3月30日、規制改革推進3か年計画が閣議決定された。95年の第1次計画、98年の第2次計画に次いで第3次計画と称すべきものである。なお、今回から「規制緩和」推進計画ではなく、「規制改革」推進計画と改称されている。また、推進にあたる委員会は一足早く一昨年から「規制緩和委員会」から「規制改革委員会」へと名称変更したが、今回の計画においては「総合規制改革会議」とさらに重々しい名前となった。

今回の計画については、NTTの扱いが注目され、計画にNTT改革のスケジュールが明確な形で盛り込まれず先送りされたことが批判されているが、

こうした個別の問題については別途論ずるとして、ここでは概括的な問題を取り上げることとしたい。

### 関心項目の変遷

今回の計画の特徴はIT関連事項と環境関係を各分野に共通した事項として真っ先に掲げられていることである。この2つの分野は、既に昨年7月末の規制改革委員会の論点公開において重点課題とされていたものであるが、IT関連の事項が多く盛り込まれていることは当然であるとして、環境関係で土壌汚染の問題や廃棄物の定義、容器リサイクル法や自動車リサイクル対策など、これまでの規制緩和計画になかった項目が多く盛り込まれていることが目新しい。

また、分野別事項の配列も今回は大きく異なっている。第1次計画においては住宅・土地、情報・通信、流通、運輸、基準・認証・輸入関連、金融、エネルギー、雇用・労働、公害・廃棄物・環境保全、その他という順序で改革の項目が並べられており、医療、福祉、教育などの分野はすべて「その他」の項目に入れられていた。住宅・土地が真っ先に挙げられているところに、当時（95年）の問題意識を伺うことが出来る。

3年後の第2次計画においても、この順番は変わらず、ただ、冒頭に競争政策が置かれ、教育、医療・福祉、法務が「その他」から独立して置かれるようになった。規制改革に対する意識の変化がここでも見て取れる。なお、2000年3月の第2次計画の再改定において、資格制度の項目が新たに設けられた。

今回の第3次計画においては、競争政策や基準認証、資格制度などはITや環境と並んで各分野を横断する共通事項として大きく括られ、そのあとに個別事項として、まず法務、次いで金融、教育・研究、医療、福祉、雇用・労働、農林・水産、流通、エネルギー、住宅・土地・公共事業、運輸、危険物・保安という順序に改革項目が並んでおり、この配列が大きく様変わりしている。教育、医療、福祉が前面に出てきたということが最大の焦点であるが、これまで流通の中に農産物として含まれていた農業関係が今回初めて独立したことも見逃せない。さらに細かいことを言えば、一般に「医療・福祉」と一括りにされていたものが「医療」、「福祉」と分けられていることも注目される。

#### 経済的規制の撤廃から社会的規制の見直しへ

こうした配列の変化だけでなく、今回の計画では総論のなかでIT、医療、福祉、雇用・労働、教育、環境分野の規制改革を中長期的課題として特に掲げ、これらについては公的規制にとどまらずシステム全体について抜本的かつ広範な取り組みを要する分野であり、政府として戦略的かつ抜本的な改革に向けて取り組むこととすると宣言し、また、新たに設けられる総合規制改革会議はこのような中長期的な課題についても審議を行うことと明記されている。

今回の3か年計画は、こうしてみると、経済的規制の撤廃から社会的規制の見直しへと大きく舵を切るものであり、規制緩和・改革の歴史において新たな段階を設定したものと見る事が出来る。

## 2 それなりに進んできた規制改革

改革の進捗状況は6合目？

規制緩和・改革の流れは1993年9月の細川内閣による緊急経済対策から本格的に始まったといえるが、既に7年半を経過している。この間の進捗度合いを数量化してみることは困難であるが、実感としては規制改革はかなりの進展を見せてきたと評価することが出来よう。もちろん、規制改革の課題は時代の変化、人々の意識の変化によって次々に生まれてくるものであり、これで終わりということはないし、積み残しの課題も多い。しかし、7年前ごろに眼前に山積していた課題は経済的規制を中心にかなり片づきつつあることは事実である。これを登山にたとえるならば、6合目あたりに近づいてきたといえるのではないか。

これまでの改革は、ある時期から大幅に変更されたというよりは、小刻みな改革が連続して繰り返されてきたために、規制改革が本当に進んできたという実感が湧かないことも事実である。しかし、7年前あるいは10年前を振り返ってみれば、実態経済面でかなり大きな変革が進んでいる分野があることがわかる。電気通信、金融、流通、航空などがその例としてすぐ挙げられよう。たしかに教育や医療・福祉あるいは農業などのようにまだ改革が進んでいない分野もある。とはいえ、こうした遅れた分野でも改革の動きは始まっており、さきに触れたように今度の第3次規制改革計画ではこうした分野が正面に据えられているのである。

#### 外圧頼みは終わった

これまでの努力がそれなりに実を結んできたとはいえ、そのことは今後もこれまでの単純延長で済むということにはならない。残された課題のなかには、日本の政治経済社会の根幹に触れる問題も多く、また、財政・税制などの制度と絡み合ったものも多い。

これまでの規制改革推進の原動力のひとつは、米国を中心とする外圧にあったことは否めない。また、規制改革がなかなか進展しないことに業を煮やして、外圧待望論が公然と唱えられたこともあった。しかし、ここ数年はやや状況が変わってきた。もちろん、最近でもNTT回線接続料についての日米交渉など、いくつかの分野で日米交渉は行われ、また、EUなどからも改革要望が出されてはいるが、かつての厳しい日米間の緊張関係に比べると状況は様変わりしている。

もちろん、ブッシュ政権の下で、米国経済の減速もあって日本に対する風当たりが再び強まることも予想され、すでにその兆候が現れているように思われるが、強まるにせよ弱まるにせよ、外国からの注文は所詮外国の立場からの注文であって、自国の企業の利権擁護が露骨に示されることが多く、外圧頼みの規制改革推進という構図は決して望ましいものではない。規制改革はなによりも日本の市民生活向上、日本経済の効率化のために進めるものであり、あくまでも国内での努力でおこなうべきものである。それだけに、今後の進め方については外圧に頼らない工夫が一段と必要だということになる。

99年4月にOECDは日本の規制改革に関する報告書を発表した。そのなかで、これまでの個別的な規制緩和アプローチは非効率で戦略性に欠けると指摘し、経済全体を網羅した包括的な規制改革プログラムが必要であると述べている。まさに、今後改革を推進していくためには、まず、これからの日本の経済・社会のありかたをデッサンした上で、それを自ら達成する手段として規制改革を推進していくというグランドデザインが求められているわけである。

### 3 新たな課題

#### 市場機能の活用と補完

現在、規制改革がある程度進行してきたことを反映してか、市場原理の活用に対して感情的反発を示す声が政治家の中から生まれている。自民党内に議員連盟が出来て、その働きかけによって昨年秋に実施が予定されていた酒類の小売販売規制の一部撤廃が今年1月まで実施が延期され、その間に未成年禁酒法などが改正されたり酒の不当廉売についてのガイドラインが設定されたりしたのはその例である。そうした動きが主流になるとは考えられないが、しかし、ゲリラ的な運動はこれからも展開されていくだろう。

また、研究者の中にも市場の限界を指摘し、社会的安全網（セーフティネット）を張り直すべきとの意見も出ている。口を開けば規制緩和しかいわないエコノミストが批判の対象となっているわけであるが、しかしさりとて、資源配分を再び官僚統制に委ねるべきという意見ではなかろう。競争原理を導入するにしても、社会の安定を確保し市民生活の不安を解消していくことが必要であることを強調する立場の意見であり、結局は市場機能をいかに活用し、

また、その欠陥をいかに補うかという問題となる。

市場中心のシステム構築についての信頼性は、市場機能の活用と補完の両者の組み合わせで生まれることになり、規制改革とはこの両者をあわせたものを意味することになる。需給調整や価格統制などの市場の分配機能を歪める規制は撤廃するとともに、市場での競争ルールの明確化や徹底、競争条件の整備、情報の非対称性を是正するための情報開示の義務づけ、あるいは事後的紛争処理の明確化・迅速化など、市場の信頼性を確保する措置が講じられなければならない。その中には新たな規制を導入することも含まれるし、また、司法制度の改革といった規制改革を越えた課題も含まれる。

こうして規制改革はそれ自体が旧来型の規制の撤廃と新たな規制の導入という二面性をもつことになり、さらに司法改革や社会保障改革、あるいは財政制度改革などと連動して、日本の経済社会全体の構造改革に結びつくものとなる。これから新たに規制改革に取り組むに当たっては、まず、こうした大括りの課題設定を行うことが必要となる。

なお、市場での競争に敗れたものについての敗者復活のための援助や救済は主として公的部門の役割となり、これは社会保障制度、財政制度の問題、セーフティネット論の課題となるわけであるが、しかし、いわゆる敗者は市場から退場することが唯一の道ではない。自分に適した市場を見つけ、そこで力を発揮することが重要であり、そのために市場は多様で重層的なものとしておかなければならない。つまり、市場構造の中にセーフティネットを組み込むことであり、規制改革はそうした市場の多様化を促進する効用をもつものであるし、もたせなければならない。

#### 自治体への対応

自治体の規制についての対応も新たな課題のひとつである。たとえば、大店法廃止の代わりに大店立地法の制定や都市計画法の改正が行われたことによって、これまでの大規模小売店舗規制は通産省の手から都道府県・政令市の手に移ることになった。あるいは環境関連で、都道府県や市町村が新たな規制を課すケースも増えてきている。規制改革の対象ではないが、自治体による独自課税の動きも盛んである。こうした自治体の独自の政策に対して、一部では批判的な意見、中央が規制を緩和しているのに地方が独自に規制を強化するのはけしからんという声

が特に企業関係者から出されている。

しかし、規制改革と地方分権とはいうなれば同根の改革であり、こうした地方の動きを中央集権的に押さえつけることは規制改革推進の立場からは論理矛盾になる。とはいえ、自治体ならばどんな規制も許されることにはならない。既得権を守る動きは地域の方がより露骨に現れる傾向もある。となれば、面倒でも、それぞれの自治体の内部で市民や企業など関係者間で対話を行い、不合理や行きすぎた規制はそれぞれの自治体ごとに改めさせていく努力を積み重ねるしかない。いずれにせよ、中央政府レベルの規制改革が進み、地方分権が進んでいくにつれ、自治体による規制への対応は次第に大きな課題となるであろう。

また、教育や医療・福祉などの分野は自治体も中央政府の規制緩和を望んでいる分野であり、場合によっては自治体も巻き込んだ運動が展開されることもあるだろう。

#### 4 推進体制の整備と課題

##### 推進体制の強化

これまで規制改革の旗振りを行ってきた規制改革委員会は4月から総合規制改革会議と名称を改め、内閣府に置かれることとなった。また、同時に権限も強化された。

これまでの規制改革委員会は、内閣に設けられていた行政改革推進本部の下部機関という位置づけであり、役割としては、3か年計画の進捗状況を監視し、毎年度末に行われる計画の改定に関して見解を表明するというものであったが、法的な権限は明確ではなかった。勿論、規制改革の問題を専門的に審議する機関としての権威は揺るぎないものであった。規制緩和計画の改定などにおいて決定的な力を持つものではなかった。

新たに内閣府に設けられた総合規制改革会議は、政令（総合規制改革会議令）に根拠を持ち、規制改革推進のための審議を行い、計画の実施状況を監視するとともに、計画の改定にあたっては総合規制改革会議における審議結果等を踏まえて行うことが3月の規制改革計画に明記された。具体的には内閣総理大臣の諮問に対し答申することと、諮問に関連する事項について総理大臣に意見を述べるのがその任務とされ、また、各省庁に対して資料の提出・意見の開陳などを求めることが出来ることとなった。

##### 実現可能性重視の弊害

しかし、問題はこれで片づいたわけではない。総合規制改革会議の力が法文上強まれば強まるほど、その運営にあたっては政治との接点が増えてくることになる。審議会の審議・運営のなかで各種の利害調整をどう行うべきか、実現可能性をどこまで意識するかという厄介な問題が浮かび上がってくる。

土光臨調以来、行革関連では多くの審議会がつくられたが、その多くは委員の構成に官僚OBも含めて利害関係者が勢揃いするものが多かった。しかし、これまでの規制改革委員会はそうしたなかで、官僚OBは排除し、多少の温度差はあるとしても規制改革推進という点では一致した考えの委員で構成されていた。この伝統が新たに設けられる「総合規制改革会議」でも継承されるかどうか。継承されたとして、そこでどこまで理想論と現実論との調整を行うかがこれからの課題となる。良い意味での政治の調整機能に殆ど期待がかけられない状況の下で、規制改革会議の存在が重くなればなるほど、この課題も重いものとなる。

これまでの行政改革委員会および規制改革委員会の活動を振り返ってみると、内閣を督励し規制改革の流れを不動のものとした功績は極めて大きかったと評価できよう。さきに触れた政治的な逆風もこの流れそのものを否定できなかったことは、これまでの努力の賜といえる。しかし、第三者的な機関であった行政改革委員会も、内閣の推進本部の下部機関と位置づけられた規制改革委員会も、具体的な改革案を作成するに当たっては、結局、各省庁と意見の摺り合わせを行い、合意あるいは黙認が成り立ったものを提言するという方式をとらざるをえなかった。そのような手法はかつての土光臨調以来延々と行われてきたことであり、実現可能性を重視する以上やむをえなかった側面はある。しかし、それが常態化した結果、課題の選定段階に於いて既に落とすところを考え、合意が到底出来そうもない課題は先送りされることとなった。

行政改革委員会は、検討の中間段階に於ける「論点公開」という新たな手法を編み出し、それはその後の規制緩和（改革）委員会にも引き継がれている。この手法はたしかに審議の透明化を大きく進めることにはなったが、しかし実現可能性という制約の下では、鉈で叩き割るような大胆な改革案を提示することにはならず、その結果、問題は極めて専門的技術的になり、関係者の間では大いに議論され



たとしても、それが世間一般に広まることにはならず、折角の論点公開も十分機能しなかった

もっとも、新たに設けられた総合規制改革会議が鉦で叩き割るような理想論を唱え、その実行は政治の責任だとゲタを預けてみても何も問題は解決しないだろう。規制改革委員会が実現可能性を重視してきたというのは、本来政治が果たすべき役割を規制改革委員会が肩代わりしているにすぎない。政治の力が不十分であるならば、こうした民間が参加する第三者機関の役割が引き続き重要な役割を担わされることになる。それだけに、世論のバックアップが必要だということになる。

世論を味方に

これから新たに規制改革に取り組むにあたっては、こうした反省を踏まえ、新たな手法、特に世論の支持を得るための手法の開発を急がなければならない。

とくに、これから総合規制改革会議が扱う問題は、これまでのような純粋なビジネス分野の問題とは違って、医療、福祉、教育といったビジネスの観点だけでは割り切れない分野である。当然、さまざまな意見が各方面から出されてくることは必定であり、とくに、政治に影響力の強い利害グループからの発言は多くなるであろう。そうしたときに、規制改革会議が自らの筋をどう曲げずに改革の実を挙げていくかは極めて困難な課題となる。そのときに唯一力

となるのは世論以外にはない。しかし、その世論が医療、教育、福祉などの分野に競争原理を持ち込み、企業を初めとする民間の役割を増大させることに必ずしも得心している訳ではないことが問題を更に難しくしている。

幸い、最近における市民活動の活発化によって、NPOやボランティアなどによるこうした分野への市民の参加が増えてきており、そうした経験者の中には現行規制の矛盾を感じている人たちも多い。また、現場で働く人たちのなかにも改革への意欲が生まれてきている。まだ社会のなかでは十分な力を蓄えた集団にはなっていないが、総合規制改革会議はそうした人たちとも連携をとって、じっくり戦略を練る必要があるのではないか。これは、これまでの規制改革推進の運動とは少し肌合いの違った運動にならざるをえないと思う。

これに伴い、これまで規制改革推進の原動力も経済界だけでなく幅広い市民層が参加出来るようにしていく必要がある。市民団体やNPOなども経済を支えていく重要な一員であり、それらのグループも議論に参加して、既得権を切り崩していくことが必要となっている。こうした点からも、規制改革は今回の3か年計画によって新たな一步を踏み出したということになる。

## 第4回 市民立法機構総会ならびにフォーラム

- 1 日時 6月 9日(土) 午後1時30分～5時30分
- 2 場所 東京都庭園美術館 ホール
- 3 議題 総会議事

フォーラム「市民社会を強くする方法」

市民社会を強くするために直ちに取りかかるべき具体策を提案し、その是非や実行プランなどについて討論します

なお、フォーラム終了後、交流会も開かれます

ご案内は別途いたしますが、ご関心のある方は事務局までお問い合わせ下さい

## 《事務局より》

1 国民会議ニュースが2月、3月と休刊しましたこととお詫びいたします。その間、事務局では土光臨調記念事業の立ち上げのための準備や委託調査の仕上げなどに忙殺されておりました。

2 4月18日に土光臨調20周年事業第1弾として札幌で集会が開催されました。その中身は別途ご報告いたします。この記念事業とは、1月のニュースでも触れましたが、今年が土光臨調が発足した1981年から丁度20周年にあたり、しかも21世紀最初の年でもありますので、この20年を振り返り、どのような改革が行われどのような改革が遅れているかを総括するとともに、新しく議論を起こすための準備を進めようというものです。次世代の方々に議論を継承していただくことも重要な狙いの一つであり、単に懐古趣味の事業を行うわけではありません。

第2弾は8月3日に東京で開催いたしますが、そのほかいくつかシンポなどの計画を進めております。大規模なものだけでなく小規模・零細規模の討論会なども各地で開ければと考えておりますので、ご関心のある方は事務局までご連絡下さい。

3 3月末には規制改革3ヵ年計画が策定され、4月からは情報公開法が施行されました。そこで、その関連の記事を2本載せました。また、「21世紀・新しい地域と市民を考える集い」は国民会議の主催ではありませんが、その呼びかけ人にも加わり、また、国民会議や市民立法機構と関係の深い人々も参加しておりますので、こうした活動にも参加していることを短報としてご報告しました。

4 メディア検証機構は草野氏の紹介文にあるとおりですが、小生（並河）もその理事の一員として参加しておりますので、このこともご報告しておきます。なお、PHP新書から草野氏は「テレビ報道の正しい見方」という本を昨年秋に出されておられるので、関心のある方にはご一読をお勧めします。

5 国民会議の総会は6月下旬に開催を予定しております。果たして予算が組めるかが焦点です。また、6月9日（土）には前ページののせておきましたように市民立法機構の総会を開催し、「市民社会を強くする方法」をめぐってディスカッションする予定です。

6 この編集の直後に田中真紀子外務大臣をはじめとする閣僚人事が発表されました。柳沢氏の金融担当大臣の留任は妥当なところでしょうか、あとはよくわからないというのが正直な感想です。存在感の薄かった経済財政諮問会議は竹中慶大教授の経済財政担当相の就任で活性化するのでしょうか。方向性は間違わないのでしょうか。まあ、お手並み拝見というしかないところです。ほかの大臣についても大丈夫かと不安になりますが、これまでもいろいろなひとがいろいろな大臣を務めてきたわけですから、今回に限って目くじらを立てる必要はないでしょう。副大臣とか政務官などの陣容を見なければ判断は出来ないところです。ただ全体としてバラバラの印象がしますが、これは内閣の成立経緯からしてやむを得ないところなのでしょう。

## 目次

1	小泉新総裁の登場とこれからの改革	事務局長 並河信乃	1
2	土光臨調20周年記念事業第1弾：シンポジウム「北海道経済の自立に向けて」の開催		2
3	「21世紀：新しい地域と市民を考える集い」を開催		2
4	メディア検証機構の立ち上げ	慶応大学教授 草野 厚	3
5	情報公開法施行を迎えて	情報公開クリアリングハウス室長 三木 由希子	4
6	新たな段階に入った規制改革	事務局長 並河 信乃	5

《事務局より》